

## ひょうご産業SDG s 推進宣言事業ロゴマーク使用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「ひょうご産業SDG s 推進宣言事業実施要綱」に基づき、公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「センター」という。）が登録した企業等（以下「登録企業」という。）であることを表すために作成した、ひょうご産業SDG s 推進宣言事業登録企業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）について、その使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (デザイン)

第2条 前条のロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

### (使用対象者)

第3条 ロゴマークを使用できるのは、次の各号に定める者（以下「使用者」という。）とする。

- (1) 登録企業
- (2) 兵庫県
- (3) センターがロゴマークの使用を認めた者

### (ロゴマークの使用)

第4条 ロゴマークの使用については、ひょうご産業SDG s 推進宣言事業登録企業であること及びSDG sに関する活動を広報する目的にのみ使用し、次の目的での使用は禁ずる

- (1) 政治、宗教等の活動に使用すること。
- (2) ロゴマークを商品及びサービスに一定の品質又は効能を有するように使用すること。
- (3) ロゴマークにより商品及びサービスに一定の認証等があるように使用すること。
- (4) その他消費者等の誤解を生む使用方法や法令等に違反する方法で使用すること。
- (5) ロゴマークを用いて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録及び知的財産に関する権利の設定又は登録をすること。

### (使用方法)

第5条 ロゴマークは、次の各号に従い使用することができるものとする。

- (1) ロゴマークは、別図に定める指定のカラーを使用するものとする。
- (2) ロゴマークの図形を変形（縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。）することやロゴマークの外枠の範囲内に他の文字や色等、別の要素を配置して使用してはならない。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用できる期間)

第7条 ロゴマークの使用できる期間については、別に定める。

(使用者の責任)

第8条 使用者がロゴマークの使用によりセンターに損害を与えた場合、センターは、その賠償を請求することができる。

2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者は、その旨を速やかにセンターに報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、センターは、損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(苦情の処理)

第9条 使用者は、ロゴマークの使用に際し、苦情があった場合には、責任を持ってその処理に当たらなければならない。

(報告)

第10条 センターは、使用者に対して、必要に応じて使用状況等の報告を求めることができる。

(使用の禁止)

第11条 使用者が第4条に定める使用目的に反する使用を行った場合、その他ロゴマークを使用することが適当でないとセンターが認めた場合、センターは、当該使用者に対し、ロゴマーク使用の禁止を命じることができる。

2 使用者は、前項の命令を受けたときは、ロゴマークの使用を速やかに止めなければならない。

(その他)

第12条 ロゴマークに関する著作権はセンターに属し、その運用に関する事務は、経営推進部成長支援課において行う。

2 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和4年7月1日から施行する

【別図】



ひょうご SDGs